

# 熊本県空き家活用促進モデル事業補助金

## ○ 目的

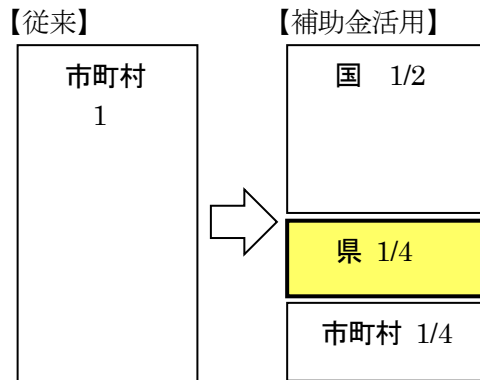
- ・地域の振興に資するモデル的な事業として、空き家を改修して活用する市町村の取組みを支援することで、地域資源を利用した持続可能な地域づくりを促進し、地方創生につなげることを目的とする。

## ○ 補助対象事業・補助率

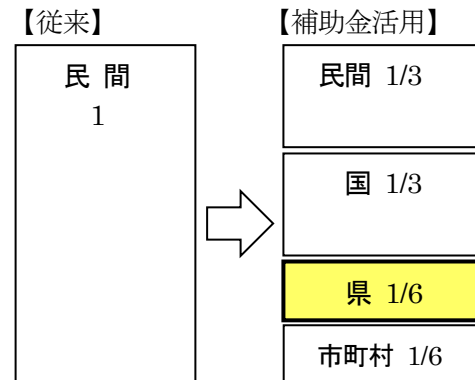
- ・対象事業： ①市町村が自ら空き家の改修等(※1)を行う場合  
②市町村が空き家の改修等(※1)を行う民間事業者に補助金を交付する場合
- ※1 改修等とは：地域活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、地域への定住を促進するための市町村営住宅等の用に供されるために行う空家の取得（用地費除く）、移転、増築、改築等をいう。

- ・補助率：社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく市町村負担額の1/2以内

①市町村が事業主体の場合



②民間事業者が事業主体の場合



## ○ 交付の条件

- ・国の社会資本整備総合交付金又は空き家対策総合支援事業補助金の交付決定を受ける事業であること。
- ・事業計画が次のいずれかに該当すること。
  - ア) 対象の空き家が中心集落等(※2)に存在していること。
  - イ) 市町村が定める地方創生に関する計画等に基づき地域の拠点性の向上に資すること。
- ※2 中心集落等とは：役場等の行政機能、事業所等の集積が見られる地域の中心的な集落（建築物の敷地相互間の最短距離が原則として50メートル以内で、建築物が連たんしている区域）をいう。

## ○ その他

- ・対象の空き家が旧耐震建築物（昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物）である場合については、事業完了までに耐震性を確保すること。

### 【担当連絡先】

熊本県土木部建築住宅局

住宅課 計画班

TEL：096-333-2547

FAX：096-384-5472